

発注基準額の見直しについて

一般競争入札及び指名競争入札において、格付けしています5つの工種につきましては、発注基準額の区分を各500万円ずつ(最上位の基準額を除く。)引き上げます。各区分の詳細は、下記の表のとおりとなります。

○ 発注基準額の見直し

●一般競争入札

〔金額：設計金額(税込み)〕
(現行)

等級	土木一式工事
S	30,000万円未満 6,000万円以上
I	15,000万円未満 6,000万円以上
II	8,000万円未満 3,000万円以上
III	4,500万円未満 800万円以上
IV	1,200万円未満 130万円超

(改正)

等級	土木一式工事
S	30,000万円未満 <u>6,500万円以上</u>
I	<u>15,500万円未満</u> <u>6,500万円以上</u>
II	<u>8,500万円未満</u> <u>3,500万円以上</u>
III	<u>5,000万円未満</u> <u>1,300万円以上</u>
IV	<u>1,700万円未満</u> <u>200万円超</u>

●指名競争入札

〔金額：設計金額(税込み)〕
(現行)

等級	土木一式工事
S	30,000万円未満 7,000万円以上
I	15,000万円未満 7,000万円以上
II	7,000万円未満 4,000万円以上
III	4,000万円未満 1,000万円以上
IV	1,000万円未満 130万円超

(改正)

等級	土木一式工事
S	30,000万円未満 <u>7,500万円以上</u>
I	<u>15,500万円未満</u> <u>7,500万円以上</u>
II	<u>7,500万円未満</u> <u>4,500万円以上</u>
III	<u>4,500万円未満</u> <u>1,500万円以上</u>
IV	<u>1,500万円未満</u> <u>200万円超</u>

等級	建築一式工事
S	60,000万円未満 8,000万円以上
I	15,000万円未満 6,000万円以上
II	8,000万円未満 800万円以上
III	1,200万円未満 130万円超

等級	建築一式工事
S	60,000万円未満 <u>8,500万円以上</u>
I	<u>15,500万円未満</u> <u>6,500万円以上</u>
II	<u>8,500万円未満</u> <u>1,300万円以上</u>
III	<u>1,700万円未満</u> <u>200万円超</u>

等級	建築一式工事
S	60,000万円未満 7,000万円以上
I	15,000万円未満 7,000万円以上
II	7,000万円未満 1,000万円以上
III	1,000万円未満 130万円超

等級	建築一式工事
S	60,000万円未満 <u>7,500万円以上</u>
I	<u>15,500万円未満</u> <u>7,500万円以上</u>
II	<u>7,500万円未満</u> <u>1,500万円以上</u>
III	<u>1,500万円未満</u> <u>200万円超</u>

等級	専門工事
A	30,000万円未満 1,000万円以上
B	1,000万円未満 130万円超

等級	専門工事
A	30,000万円未満 <u>1,500万円以上</u>
B	<u>1,500万円未満</u> <u>200万円超</u>

※ 「130万円超」を「200万円超」とする部分については、令和7年5月1日からとなります。

令和7年4月1日

指名競争入札における一式工事の指名者数の見直しについて

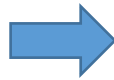
指名競争入札における土木及び建築一式工事の各等級と専門工事(A 等級)の指名者数の基準を合わせ、以下のとおり見直します。

(専門工事のA 等級及びB 等級に変更はありません。)

- 指名者数の見直し(土木及び建築一式工事の各等級)

【現行】

指名者数 10 者以上



【改正】

指名者数 7 者以上

令和7年4月1日

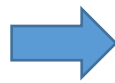
入札における第2希望業者参加の基準の見直しについて

一般競争入札及び指名競争入札における第2希望業者の参加基準を以下のとおり見直します。

○ 第2希望業者の参加基準の見直し

【現行】

第1希望業者数 1者以下



【改正】

第1希望業者数 2者以下

令和7年4月1日

指名競争入札と一般競争入札の手持ちの取扱い基準日の見直しについて

一般競争入札及び指名競争入札における手持ち工事が解除となる基準日を以下のとおり見直します。

○ 一般競争入札の参加基準日の見直し(ただし書きの部分)

【現行】

手持ち工事に関する要件については、手持ち工事がある業者は、原則として入札に参加できないように条件として設定する。ただし、入札参加資格確認申請書提出期限日の前日(事後審査方式で行う場合は、入札日の前日)までにしゅん工検査に合格している場合は、この限りでない。



【改正】

手持ち工事に関する要件については、手持ち工事がある業者は、原則として入札に参加できないように条件として設定する。ただし、告示日の前の週の金曜日までに、しゅん工検査に合格している場合は、この限りでない。

○ 指名競争入札の参加基準日の見直し

【現行】

手持ち工事がある業者については、原則として選考の対象としない(選考の対象とするのは、配付日の前の週の金曜日までにしゅん工検査したものとする。)



【改正】

手持ち工事がある業者については、原則として選考の対象としない(選考の対象とするのは、配付日の前の週の金曜日までにしゅん工検査に合格しているものとする。)

令和7年4月1日

指名停止期間の日数の判断に係る項目の見直しと課徴金減免制度の適用に関する規定の追加について

契約期間を遅延した場合の明確化のための関係項目の見直しと「課徴金減免制度」適用時の規定を追加します。

- 契約期間を遅延した場合の関係項目の見直し

【現行】

- (1) 正当な事由がなく契約期間(工期)を遅延した場合(第3号)

工事成績意見書の記載日数	期間
1日以上 5日以下	1箇月
6日以上 10日以下	2箇月
11日以上 15日以下	3箇月
16日以上	4箇月



【改正】

- (1) 正当な事由がなく契約期間(工期)を遅延した場合(第3号)

遅延日数	期間
1日以上 5日以下	1箇月
6日以上 10日以下	2箇月
11日以上 15日以下	3箇月
16日以上	4箇月

- 「課徴金減免制度」適用時の規定の追加

【追加】

第3号又は第4号の場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

※課徴金減免制度・・・公正取引委員会に入札談合等の違反について、自ら申し出ることによって課徴金が減免される制度。

令和7年4月1日

準市内業者の取扱い規定の見直しについて

建設工事請負指名運用基準における準市内業者(舗装工事希望業者)の取扱いについて、令和7年度限り(令和8年3月31日まで)で廃止します。

(令和8年度からは、原則どおり市内業者のみの選考とします。)

○ 準市内業者の取扱いの見直し

【現行】(令和8年3月31日まで)

第5条 準市内業者の舗装工事希望業者については、第2条第3項第2号の規定にかかわらず市内業者の指名回数の2分の1を限度として指名することができる。ただし、新規業者については、この限りでない。



【改正】(令和8年4月1日から)

廃 止